

インターネットによる情報発信のガイドライン

このガイドラインは、霧島市立永水小学校（以下、「本校」）におけるインターネットによる情報発信のあり方を示すものである。

1 適用範囲

このガイドラインが適用される範囲は、インターネットによる情報発信の中でも不特定多数の人から見られる Web ページや SNS 等（以下、「Web ページ等」）に対してであり、電子メールのような特定個人に向けたものは含まれない。

2 Web ページ等による情報発信の目的

- (1) 本校の概要や教育活動、山村留学に係る活動についてインターネットを通して広く公開する。
- (2) 日本国内外の学校、その他諸団体との交流を図り、本校の教育実践をより豊かなものにする。

3 個人情報の保護

- (1) Web ページ等に情報を掲載する場合には、児童・保護者の個人情報を保護しなければならない。したがって、原則として、Web ページ等には個人情報を掲載してはならない。
- (2) 児童・保護者の個人情報とは、児童・保護者を識別できる情報（氏名・住所・電話番号・所属・出席情報等）やその児童・保護者に関する情報（成績・身体的特徴・家庭環境・健康状態）を指す。

4 知的所有権・肖像権の保護

- (1) Web ページ等に情報を掲載する場合には、児童・保護者の知的所有権や肖像権等を保護しなければならない。
- (2) Web ページ等に写真を掲載する場合には、保護者が事前に了解した範囲内で掲載する。ただし、保護者の意向が変更になり、保護者から削除依頼等があった場合は、速やかに削除する。
- (3) Web ページ等に児童の作品を掲載する場合には、児童本人及び保護者の承諾を得る。

5 Web ページ等の公開

- (1) 児童・保護者に Web ページ等 URL を公開するとともに、Web ページ等の内容公開の要請があれば直ちに直接開示しなければならない。
- (2) 授業参観や懇談会等、保護者が来校する機会には、Web ページ等を閲覧できる方策を講じる。

6 Web ページ等上の情報の改善

鹿児島県教育委員会、霧島市教育委員会、本校に在籍する児童の保護者、その他の団体や組織あるいは個人から本校の Web ページ等の内容に関する指摘を受けた場合は、速やかに内で協議し、適切な措置をとらなければならない。

7 ガイドラインの改訂

このガイドラインは、校長の監督の下、常に全教職員で協議し、よりよい Web ページ等をめざして検討・改善が加えられなければならない。

2018 年作成